

令和3年度長野県産品首都圏需要喚起事業業務 仕様書（案）

長野県信州首都圏総合活動拠点

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、令和3年度長野県産品首都圏需要喚起事業業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものです。

1 業務名

令和3年度長野県産品首都圏需要喚起事業業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、首都圏での販売に影響が生じている事業者や生産者を支援するため、飲食店や小売店で県産食材のプロモーションを実施し需要を喚起するとともにアフターコロナに向け販路の拡張を図ることを目的とします。

3 業務委託期間

契約締結日から令和3年12月28日まで

4 業務内容

（1）小売・飲食店での長野県フェアの実施

ア 対象とする店舗及び数

県産牛肉等コロナ禍で需要が減少した長野県産食材を扱う飲食店、小売店

イ 実施店舗数

計35店舗程度

※委託者が本業務の企画を提案しながらフェア協賛店舗を探します。

ウ フェア実施時期

10月～11月

エ フェア対象食材の消費者への訴求

コロナ禍で試食ができない中、消費者においしさを訴求できる企画を提案してください。

オ チラシのデザイン、印刷、発送

カ その他フェア終了後も継続して店舗に置いていただけるアイテムがあれば提案してください。

（2）消費者へのノベルティ

ア ノベルティの作成

・消費者にその場で渡す県産農産物を使ったノベルティを提案してください。

※米、果物、野菜、きのこ等生鮮の他加工品も含めます。

・客層及び取扱食材にあったノベルティを店舗が選択できる形にしますので複数提案してください。

・上記制作費として1個当たり400円（税込）以下とします。

(3) 信州プレミアム牛肉 PR 動画の製作

ア 基本コンセプト

- ・信州プレミアム牛肉の認定基準である信州あんしん農産物〔牛肉〕認定制度、オレイン酸等による独自基準が消費者にわかりやすく説明できる動画とする。
- ・長野県の「生産者の巧みな技術」、「生産者の思い」、「実需者の評価」等の観点から、信州の和牛の魅力を十分に発信できる訴求力の高い内容とする。

イ スケジュール

撮影時期、場所等は、委託先決定後、委託者と協議のうえ、決定する。

ウ 撮影

撮影場所、撮影内容の調整を委託者と協議のうえ、実施する。

エ 編集

- ・配信用動画の時間は5分程度とする。
 - ・動画には字幕スーパー（英語、中国語）、BGM等を入れ、編集する。
- ※字幕スーパーに必要な翻訳は、委託者が行い、データを提供します。

オ フェア協賛店での上映

店舗での効果的な上映方法について提案してください。

カ 経費

上記アからオに係る経費は1,000,000円（税込）を上限とします。

(4) その他

- ・本事業の目的を達成するための企画があれば自由に提案してください。
- ・実施に当たっては、プレゼンテーションにおいて示された、媒体・実施方法を参考としながらも、内容変更や修正を含めて委託者と十分事前に調整を図りながら実施するものとします。

6 業務委託完了時の提出書類

本事業終了時（令和3年12月28日）までに以下の（1）から（3）の書類を提出してください。

- （1）長野県産品首都圏需要喚起事業業務完了届（様式第1号）
- （2）長野県産品首都圏需要喚起事業業務実施報告書（様式第2号）
- （3）その他、県が必要と認める書類

7 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行における成果物（印刷物、動画等）の所有権は全て長野県に帰属するものとします。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとします。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとします。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとします。

8 業務実施上の留意事項

- (1) 提出する企画提案書の内容は、1の「目的」の趣旨を十分踏まえ、一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施方針としてください。
- (2) 業務の実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保してください。

9 業務に要する経費の限度額

7,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

10 その他業務等の実施のために必要な事項

- (1) 本業務で個人情報扱う場合は、その保護について十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにしてください。
- (2) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないでください。
- (3) 受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。
ただし、業務を効率的に行う上で必要な業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとします。
- (4) 選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて県と受託候補者が細部を協議の上で、契約を締結するものとします。
- (5) 受託者は、受託業務に関する事項について、県から調査・報告を求められた場合には、速やかに応じることにしてください。
また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告してください。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、必要事項が生じた場合はその都度協議して決定します。

(様式第1号)

長野県産品首都圏需要喚起事業業務事業委託業務完了届

令和 年 月 日

長野県信州首都圏総合活動拠点所長 様

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約した長野県産品首都圏需要喚起事業業務事業委託業務が完了したため、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

提出書類

- 1 長野県産品首都圏需要喚起事業業務事業委託業務報告書
- 2 委託事業により作成した成果物
- 3 上記2の成果物に係る電子データ
- 4 その他、業務の内容が分かる資料

(様式第2号)

長野県産品首都圏需要喚起事業業務事業委託業務報告書

令和 年 月 日

長野県信州首都圏総合活動拠点所長 様

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約した長野県産品首都圏需要喚起事業業務事業委託業務の実施内容は下記のとおりです。

記

1 実施内容

2 その他